

給水車の売払い 仕様書

(適用範囲)

- 第1 本仕様書は、発注者が行う給水車の売払いに適用する。
- 2 本仕様書は、発注者が行う給水車の売払いにあたり、契約書（約款を含む。以下同じ。）、特記仕様書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行を図るためのものである。
- 3 特記に記載された事項は、この仕様書に優先する。

(諸法令の遵守)

- 第2 本契約の履行にあたっては、関係する法律、政令、省令、告示、条例、規則等（以下「関係法令」という。）を遵守する。また、その運用及び適用は、受注者の責任において行う。
- 2 仕様書及び契約そのものが関係法令に照らして不相当であること、または矛盾していることが判明した場合には、直ちに発注者に報告することとする。

(売払い物品)

- 第3 売払い物品は、従前は給水車として使用していたが、現在は給水タンク等の設備を撤去した普通貨物自動車である。
- 2 本仕様書において、当該給水車（以下「車両」という。）とは、前項に規定する普通貨物自動車という。
- 3 自動車検査証記録事項に記載されている事項及び車両積載物品、付属品等は、別紙のとおり。
- 4 売払い物品は現状有姿で引き渡すものとする。
- 5 本車両は引渡時点において自動車検査証の有効期間が満了しているため、公道を自走することはできない。

(代金の支払い)

- 第4 受注者は発注者が発行する納入通知書により、発注者が指定した納入期限までに代金を納付し、領収書の写しを提出することとする。
- 2 リサイクル預託金は契約金額に含まれず、発注者の指示により別途納付すること。

(車両の引渡)

- 第5 発注者が、領収書の写しを受領し、代金の納入を確認したのちに車両の引渡を行う。

(引渡場所)

- 第6 車両の引渡場所は、保管場所である沢田浄水場（盛岡市東中野字沢田7）とする。

(引渡日時)

第7 引渡日時は、次に掲げる日時のうち発注者と協議のうえ決定することとする。ただし、発注者が認めた場合はこの限りでない。

(1) 引渡日は、土日祝日を除く発注者の営業日とする。

(2) 引渡時間は、9時30分から15時30分までとする。

2 引渡に当たっては、原則として引渡を希望する日の5営業日前までに発注者に希望する日時を協議する。日時の調整を求められた場合は、発注者の指示に従うこととする。

3 予定していた引渡日時での引渡が困難となった場合は、速やかに発注者に報告し指示を受ける。

(引渡作業)

第8 受注者は自らの責任において、関係法令を遵守し適切な方法により搬出するものとする。

2 引渡作業に必要な機材及び引渡品運搬要員は、受注者が用意するものとし、その費用は受注者の負担とする。

3 引渡作業時には、必要により交通誘導員、監視員等を配置し、事故等の防止に努めるものとし、その費用は受注者の負担とする。

4 引渡作業にあたり、受注者が発注者の施設、設備等を破損等させた場合は、受注者の責任で原状に復すること。

(車両の処理)

第9 抹消登録及び名義変更等、引渡しに関して必要な一切の手続きを受注者の責任と負担において行うこと。

2 次に掲げる処理等について、本契約に含むこととし受注者の負担で行うこととする。

(1) 「盛岡市上下水道局」を連想させるプリント等の削除。

(2) 別紙に記載している、積載してある物品の引取り。

(3) 別紙に記載している、付属する機器類の取外し。

3 受注者は、車両の引渡をした日から起算して30日以内又は令和8年10月31日のいずれか早い日に、前述の処理が完了したことを証明する書類（抹消登録等）を添えて、発注者に文書で完了の報告をすること。

(留意事項)

第10 発注者と受注者とは、おののお対等な立場における合意に基づいて契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

2 受注者は、契約の履行に関し、発注者又は第三者に損害を与えたときは、受注者の負担により、その損害を賠償するものとする。

3 受注者は契約を締結した後、契約物品の規格、付属品等に関して、一切異議を申し述べる事ができないものとする。

4 発注者は、契約不適合責任を負わないものとする。

- 5 発注者及び受注者は、契約の履行に当たり知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし又は利用してはならないものとする。
- 6 契約の履行に当たって、この仕様書により難い事情が生じたとき又は疑義が生じたときは、発注者及び受注者協議の上、解決するものとする。

別紙

1 自動車検査証記録事項

自動車登録番号	登録年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途
盛岡800さ81	平成10年 5月20日	平成10年5月	普通	特種
車体の形状	車名	車台番号	型式	原動機の型式
公共応急作業車 ※1	いすゞ	NKS66G-7403045	KC-NKS66GAR	4HF1
乗車定員	最大積載量	車両重量	車両総重量	総排気量
3人	2,000 kg	2,560 kg	4,725 kg	4.33L
長さ	幅	高さ	燃料の種類	有効期間満了日
502 cm	169 cm	239cm	軽油	令和8年 5月19日

※ 車検証上の用途は「公共応急作業車」であるが、給水タンク等の設備は撤去済みであり、現状は平ボディトラックでの引渡しとなる。

2 車両積載物品

- (1) ノーマルタイヤ6本(現車両にはスタッドレスタイヤ装着中)

3 付属品類

- (1) 赤色灯
(2) ETC 車載器
(3) 拡声器及びアンプ、マイク
(4) ドライブレコーダー

4 その他

上記について全て現状渡しとする。現地確認可能であり日程等については盛岡市上下水道局給排水課サービス係へ問い合わせの事。